

中国ビジネス・ローの最新実務Q & A

第52回

中国における為替管理(その2)

黒田法律事務所

萱野純子、今津泰輝

中国では、厳格な外国為替制度を規定している。そのため、中国企業に対して日本企業が貸し付けても、当該貸付自体が無効になる危険があったり、自由に外貨を送金できないことがあり、日本企業を悩ませている。そこで、今回は、前回に引き続き、中国の為替管理に関し、日本企業が直面する具体的問題及びその関連問題を検討したい。

一 中国企業に対する金銭貸付と担保取得

Q1: 日本企業A社は、将来、中国企業B社に対して資本参加することも視野に入れ、B社に対して100万米ドルを貸し付けたいと考えています。しかし、中国の為替管理制度は厳格で、中国から国外への外貨送金が容易でないとも聞いています。そこで、元本や金利、費用の送金のために、どのような手続をとればよいのか教えてください。

A1:「外貨管理条例」や「外貨の決済、売却、支払管理規定」、「外債統計監督実施細則」などの規定に従って外債登記手続を行うことによって、元本や金利、費用の送金が可能となります。これらの規定に反して、外債登記手続を行わない場合には、当該貸付契約自体が効力を有しないとされ、返済のために中国から日本に外貨送金することができないため、注意が必要です。

外貨管理条例及び外債統計監督暫定規定は、「国は、外債について登記制度を実施する」旨を定めている(外貨管理条例第25条第1項、外債統計監督暫定規定第2条)。かかる規定を受けて、外債管理暫定規則第22条が外貨管理部門における登記手続を行わなければならない旨を定めている。そして、外債登記制度の具体的な手続

については、外債統計監督実施細則が定めている。かかる規定に基づいて外債登記を行わない場合には、当該外債に関する貸付契約自体が法的効力を有しない(外債管理暫定規則第40条)。

この点、外債管理暫定規則第2条によれば、「外債」とは、「国内機構が非居住者に対して負担する、外貨により表示される債務」をいう。したがって、日本企業の中国企業に対する外貨建ての債権は、一般的には「外債」にあたる。したがって、この場合、原則として外債登記が必要である。

具体的には、債務者が、(田)外債に関する貸付契約書の正本及び写し、(月)債務者が中国資本の会社であるなら国家外貨管理局の同意を得た批准文書など、債務者が外商投資企業であるなら出資検査報告書など、(火)外貨管理局が要求するその他の書類を外貨管理局に提出する。外貨管理局は、これらの書類を審査した上で、外債登記証を交付する(外債統計監督実施細則第9条)。

また、債務者は、外債に関する貸付契約を締結後15日以内に、外貨管理局において登記手続を行わなければならない(外債統計監督実施細則第8条第2項)。登記手続を行っていない外債は無効であり(外債管理暫定規則第40条)、その返済は外貨管理局が許可しない(外債統計監督実施細則第22条)。

したがって、貸付契約を締結した後15日以内に、債務者が外貨管理局に上記の書類などを提出して登記手続を行わなければ、外債の債権者は返済を受けられなくなるため、債権者は、債務者が外貨管理局において登記手続を行うことを確保する必要がある。

なお、外債契約に基づく貸付金は、原則として、外債による資金を保有するための専用の外貨口座に振り込まなければならない。このような専用外貨口座を開設する際には、当該外債に関する契約書の原本と外債登記証明書などを外貨管理局に提出し、口座開設通知書を発行してもらう必要がある(国内外貨口座管理規定第28条第1号)。したがって、貸付を行ったにもかかわらず、外債登記がなされないという事態は、一般的には生じないと考えられる。

次に、外債の元本の支払は、前回紹介した通り、国際収支中の資本の輸出及び輸入により生じる資産と負債の増減項目である「資本項目」の支払にあたる(外債管理条例第52条第7項)。そのため、外債の元本の支払は、外貨管理局の許可が必要である(外債の決済、売却、支払管理規定第30条第1号)。これに対して、外債の利息の支

払は「経常項目」の支払であるので(外貨管理条例第52条)、外貨管理局の許可は必要ないが、外貨管理局が真実性を審査することによって、日本への送金が可能になる(外貨の決済、売却、支払管理規定第15条第4号)。

以上のように、外債登記手続を行わなければならないのは、債務者の義務であるにもかかわらず、債務者がこの義務を怠ることで外貨の返済が許されなくなり、かえって債務者の利益になる可能性がある。上記の通り貸付が行われた以上、一般的には外債登記がなされているはずであるが、例えば貸付金が専用外貨口座に送金されなかった場合など、外債登記手続なくして貸付が実行されることがある。このような場合、外債登記手続がない以上、貸付契約そのものは無効と言わざるをえない。しかし、中国企業が実際に貸付金を受領している場合、その金銭の受領には法的根拠がないので、中国の人民法院に対して返還訴訟を提起し、勝訴判決をとれば、かかる貸付金に相当する金銭の返還に関する外貨送金は可能である(民法通則第61条第1項)。ただし、裁判には時間がかかる上、地方の事情によっては判決そのものをとることが困難である点に注意する必要がある。

なお、債務者である中国企業が、例えば日中合弁企業などの外商投資企業である場合には、外債の借入限度が法律上定められているが(外債管理暫定規則第18条)、この点については、次回、詳細に述べる予定である。

Q2: 日本企業A社は、中国企業B社に対して100万米ドルを貸し付ける際、B社が中国に有している土地に対して抵当権を設定したいと考えていますが、可能でしょうか。可能な場合、どのような手続をとる必要があるでしょうか。

A2: 中国において、土地は国有財産であり、私人が所有することができないので、土地に抵当権を設定することはできません。しかし、B社が国有土地使用权を有しているのであれば、当該土地使用权に対して抵当権を設定することは可能です。そして、B社が自己の有している土地使用权について、A社のために抵当権を設定するには、抵当権設定契約書を作成し、締結した後、一定の期間内に登録手続を行わなければならない。これらの規定に反して、担保登録手続を行わなかった場合には、当該抵当権設定契約自体、効力を有しないものとされ、返済のために中国から日本に外貨送金することができないので、注意が必要です。

中国において、土地所有権は、一定の条件を満たす場合には、有償で譲渡することができ(都市不動産管理法第36条以下)、抵押権を設定することもできる(担保法第34条第3号、国内機構対外担保管理規則実施細則第24条第3号)。抵押権を設定した場合、当事者の自由意思に基づいて登記をすることができ、登記をした場合には、第三者に対して抵押権を対抗することができる(担保法第43条)。

「対外担保」とは、中国の国内機構が抵押権の設定などの方法で中国の国外機構又は国内の外資金融機構に対して、担保を提供することをいう(国内機構対外担保管理規則第2条第1項)。日本企業が、中国において中国企業の有する土地所有権に抵押権を設定することは対外担保にあたり、以下の手続をとる必要がある。

(1) 対外担保をするためには、外貨管理局の許可を経なければならない(国内機構対外担保管理規則第12条)。ただし、債務者が自己の財産に対外抵押を設定する場合には、事前に外貨管理局の審査許可を得る必要はない(国内機構対外担保管理規則実施細則第27条)。

(2) 担保提供者は、対外担保を提供した後、原則として15日以内に、所在地の外貨管理局にて、担保登録手続を行わなければならない(国内機構対外担保管理規則第14条)。

外貨管理局の許可や担保登録手続を経ない対外担保は無効であり(国内機構対外担保管理規則第17条、外債管理暫定規則第40条)、返済のために中国から日本に外貨送金することができない(国内機構対外担保管理規則実施条例第42条)。

したがって、外債登記の場合と同様、外貨管理局の許可を経ること、また抵押権設定者が担保登録手続を行うことを確保する必要がある。

二 中国企業に対して有する金銭債権の譲渡

Q3: 日本企業A社は、中国企業B社に対して100万米ドルの債権を有しており、かかる債権についてB社の有している土地所有権に抵押権を有しています。しかし、B社が任意に支払わないため、当該債権及び抵押権を日本企業C社に譲渡して債権回収を図ろうと考えていますが、可能でしょうか。

A3: 債務者に対する通知、抵押権譲渡契約の締結、抵押権変更登記のほか、外債

登記の変更、対外担保登録変更などの必要な手続を経ることにより可能です。

中国において、債権は譲渡することができるが、債権を譲渡する際に債権者が債務者に通知しなければ、当該譲渡は債務者に対し効力を有しない(契約法第80条第1項)。このように、原則として、債権譲渡のために債務者の同意などは必要とされていない。

また、債権者が債権を譲渡する場合、抵当権も同時に譲渡することができる(担保法第50条)。抵当権を譲渡するに際しては、抵当権譲渡契約を締結しなければならず、かつ抵当権変更登記を行わなければならない(都市不動産抵当管理規則第37条第1項)。このように、抵当権の譲渡についても、抵当権設定者の同意などは条文上必要とされていないが、抵当権登記機関において抵当権者の変更手続をする際に、実務上、抵当権設定者の同意が要求される場合があるため、注意が必要である。

次に、譲渡する債権が外債である場合には、外債登記を変更しなければならないと考えられる(外債統計監督実施細則第14条)。なぜなら、債権者の変更は登記事項の重要な部分の変更であると解されるためである。ただ、外債登記の変更手続を行う義務があるのは債務者であるため、債務者が債権譲渡に反対して協力を得られない場合には、事実上、外債登記の変更ができない可能性がある。

さらに、債権と共に譲渡する抵当権についての対外担保登録も変更しなければならないと考えられる。この場合も、抵当権設定者が対外担保登録の変更について登録することになるので(国内機構対外担保管理規則第14条第1項)、抵当権設定者が抵当権の譲渡に反対して協力を得られない場合には、対外担保の登録を変更できない可能性がある。

以上のように、日本企業が中国企業に対する債権及び付随する抵当権を日本企業に対して譲渡する場合には、債務者や抵当権設定者の協力が必要であるなどの煩雑な手続が必要となる。